別表2 物品への使用・含有禁止物質リスト

文書No. NK-18-16
改訂日：2026/6/1

No.	物質名	CAS NO.	環境関連法規制	対象
1	オゾン層破壊物質（ODS） （モントリオール議定書対象物質）	−	オゾン層保護法	全用途対象
2	1,1,1−トリクロルエタン	71-55-6	オゾン層保護法	全用途対象
3	四塩化炭素 ※	56-23-5	オゾン層保護法	全用途対象
4	臭化メチル（ブロモメタン）	74-83-9	オゾン層保護法	全用途対象
5	4−アミノビフェニル及びその塩	92-67-1	安衛法	全用途対象
6	4−ニトロビフェニル及びその塩	92-93-3	安衛法	全用途対象
7	アスベスト（石綿）※	1332-21-4	安衛法	全用途対象
8	ビス（クロロメチル）エーテル	542-88-1	安衛法	全用途対象
9	ベータナフチルアミン及びその塩	91-59-8	安衛法	全用途対象
10	ベンゼン	71-43-2	安衛法	全用途対象
11	黄燐	7723-14-0	安衛法	全用途対象
12	クロロホルム	67-66-3	安衛法	全用途対象
13	ベリリウム及びその化合物	−	安衛法	全用途対象
14	塩化メチレン(ジクロロメタン）※	75-09-2	安衛法	全用途対象
15	ベンジジン及びその塩	−	安衛法	全用途対象
16	DDT（ジクロロジフェニルトリクロロエタン）	50-29-3	化審法	全用途対象
17	アルドリン	309-00-2	化審法	全用途対象
18	エンドリン	72-20-8	化審法	全用途対象
19	クロルデン	57-74-9	化審法	全用途対象
20	ディルドリン	60-57-1	化審法	全用途対象
21	ヘキサクロロベンゼン（HCB）	118-74-1	化審法	全用途対象
22	ポリ塩化ナフタレン（PCN）	70776-03-3	化審法	全用途対象
23	ポリ塩化ビフェニール（PCB）	1336-36-3	化審法	全用途対象
24	ポリ塩化ターフェニル（PCT）	61788-33-8	化審法	全用途対象
25	特定有機スズ化合物（ビス（トリブチルスズ）＝オキシド、トリブチルスズ（TBT）化合物、トリフェニルスズ（TPT）化合物等）	−	化審法	全用途対象
26	マイレックス	2385-85-5	化審法	全用途対象
27	パーフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）とその塩及び関連化合物 パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及び関連物質	−	化審法	全用途対象
28	特定ベンゾトリアゾール	−	化審法	全用途対象
29	2,4,6−トリ−t−ブチルフェノール（TTBP）	732-26-3	化審法	全用途対象
30	テトラクロロエチレン※	127-18-4	化審法	全用途対象
31	トリクロロエチレン（TCE）※	79-01-6	化審法	全用途対象
32	トキサフェン	8001-35-2	化審法	全用途対象
33	カドミウム及びその化合物	−	RoHS規制物質	全用途対象
34	鉛及びその化合物	−	RoHS規制物質	全用途対象
35	水銀及びその化合物	−	RoHS規制物質	全用途対象
36	六価クロム化合物	−	RoHS規制物質	全用途対象
37	PBBs/PBDEs（DecaBDE含む）（臭素系難燃剤）	−	RoHS規制物質	全用途対象
38	フタル酸ジ−2−エチルヘキシル（DEHP）	117-81-7	RoHS規制物質	全用途対象
39	フタル酸ブチルベンジル（BBP）	85-68-7	RoHS規制物質	全用途対象
40	フタル酸ジ−n−ブチル（DBP）	84-74-2	RoHS規制物質	全用途対象
41	フタル酸ジイソブチル（DIBP）	84-69-5	RoHS規制物質	全用途対象
42	塩素化パラフィン	−	EU指令	全用途対象
43	特定アミン化合物	−	EU指令	全用途対象
44	特定アミンを形成するアゾ化合物	−	EU指令	全用途対象
45	HFC（ハイドロフルオロカーボン）s、PFC（パーフルオロカーボン）s、 SF6（六フッ化硫黄）、NF3（三フッ化窒素）（京都議定書対象物質）	−	EU指令	全用途対象
46	コバルト及びその化合物	−	EU指令	全用途対象
47	フマル酸ジメチル（DMF)(ジメチルフマレート)	624-49-7	EU指令	全用途対象
48	ヒ素及びその化合物	−	EU指令	全用途対象
49	放射性物質	−		全用途対象
50	ホルムアルデヒド	50-00-0		全用途対象
51	ポリ塩化ビニル（PVC)および混合物	9002-86-2		全用途対象
52	フタル酸エステル	−		全用途対象
53	ポリ臭化ビフェニルオキサイド類（PBBO）	−		全用途対象
54	塩素系／臭素系ジベンゾダイオキシン類	−		全用途対象
55	1,1,2−トリクロロエタン	79-00-5		全用途対象
56	1,1−ジクロロエチレン	75-35-4		全用途対象
57	1,2−ジクロロエタン	107-06-2		全用途対象
58	シス−1,2−ジクロロエチレン	156-59-2		全用途対象
59	1,3−ジクロロプロペン	542-75-6		全用途対象
60	塩化ビニル（クロロエチレン）	75-01-4		全用途対象
61	ベンジリジン=トリクロリド（ベンゾトリクロライド）	98-07-7		全用途対象
62	ジブチルスズ（DBT）化合物	−		全用途対象
63	ジオクチルスズ（DOT）化合物	−		全用途対象
64	ケルセン	115-32-2		全用途対象
65	ヘキサクロロブター1,3−ジエン（HCBD）	87-68-3		全用途対象

別表2:物品への使用・含有禁止物質リスト

文書No. NK-18-16
改訂日:2026/6/1

No.	物質名	CAS NO.	環境関連法規制	対象
66	リン酸トリス(2-クロロエチル)(TCEP)	115-96-8		全用途対象
67	リン酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル)(TCPP)	13674-84-5		全用途対象
68	リン酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)(TDCPP)	13674-87-8		全用途対象
69	ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)	–		全用途対象
70	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル) -4,6-ジ-tert-ブチルフェノール(UV-320)	3846-71-7		全用途対象
71	ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD) 及び全ての主要ジアステレオ異性体	–		全用途対象
72	三酸化二ヒ素	1327-53-3		全用途対象
73	五酸化二ヒ素	1303-28-2		全用途対象
74	ニッケル及びニッケル化合物	–		全用途対象
75	フタル酸ジイソノニル(DINP)	28553-12-0 68515-48-0		全用途対象
76	フタル酸ジイソデシル(DIDP)	26761-40-0 68515-49-1		全用途対象
77	フタル酸ジ-n-オクチル(DNOP)	117-84-0		全用途対象
78	多環芳香族炭化水素(PAH)	–		全用途対象
79	二塩化コバルト	7646-79-9		全用途対象
80	フタル酸ジ-n-ヘキシル(DnHP)	84-75-3		全用途対象
81	皮革/繊維製品の環境管理物質 (EU REACH規則 CMR物質(Entry72))	–	ソニー「SS-00259」 付属文書C参照 http://www.sony.co.jp/SonyInfo/procurementinfo/ss00259/	全用途対象
82	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩およびPFHxS関連物質	–		全用途対象
83	ハロゲン系難燃剤	–		全用途対象
84	デカブロモジフェニルエタン(DBDPE)	84852-53-9		全用途対象
85	1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ [12.2.1.16,9.02,13.05,10]オクタデカ-7,15-ジエン (デクロランプラス)	–		全用途対象
86	長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸(LCPFACs)およびペルフルオロアルキルスルホン酸化合物	–	ソニー「SS-00259」 付属文書D参照 http://www.sony.co.jp/SonyInfo/procurementinfo/ss00259/	全用途対象
87	デカブロモジフェニルエーテル(DccaBDE)	1163-19-5		全用途対象
88	ペンタクロロチオフェノール(PCTP)	133-49-3		全用途対象
89	りん酸トリス(イソプロピルフェニル)(PIP)(3:1)	68937-41-7		全用途対象
90	TSCA 優先物質 (No.3,7,14,30,31 ※印…対象物質)	–	ソニー「SS-00259」 付属文書E参照 http://www.sony.co.jp/SonyInfo/procurementinfo/ss00259/	
91	長鎖(C9-C21)ペルフルオロカルボン酸 (PFCAs)とその塩および関連物質	–		全用途対象
92	ペンタクロロフェノール類(PCP)とその塩及びエステル類	–		全用途対象
93	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル) -4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール(UV-328)	25973-55-1		全用途対象
94	ペル/ポリフルオロアルキル物質(PFAS)	–		全用途対象
95	ウンデカフルオロヘキサン酸(別名:ペルフルオロヘキサン酸(PFHxA))とその塩及び関連物質	–		全用途対象
96	鉱物油 【物質/物質群】 ・1~7個の芳香族を含む鉱物油芳香族炭化水素(MOAH) 【閾値】インク中の0.1重量%(1000ppm) ・3~7個の芳香族を含む鉱物油芳香族炭化水素(MOAH) 【閾値】インク中の0.0001重量%(1ppm) ・16~35個の炭素原子を含む鉱物油飽和炭化水素(MOSH) 【閾値】インク中の0.1重量%(1000ppm)	–	ソニー「SS-00259」 4.2 包装部品・材料に関する追加事項参照 http://www.sony.co.jp/SonyInfo/procurementinfo/ss00259/	全用途対象
97	中鎖型塩化パラフィン(MCCP)(炭素数14-17までのものであって、 塩素比率45)重量%以上であるもの)	–		全用途対象

※日本黒鉛工業株式会社における使用制限について
日本黒鉛工業株式会社は、社内規定「環境負荷物質管理規定（NK-QM-721）」に基づき、顧客要求等によりやむを得ず、量産工程・設備において本別表に記載の物質を含有する原材料、副資材、包装材料を使用する場合がある。
その際は、ソニー㈱「SS-00259一般公開版」及びパナソニックグループ「化学物質管理ランク指針」に記載の規制対象・用途について該当しない事を確認し、環境負荷物質管理規定6.3項「環境負荷物質含有製品（原材料、副資材、包装材料含む）の管理」に従い、管理し使用する。

制定・改訂・追加・廃止・履歴

項目	年月日	内容	承認	確認	作成
制定	2007年1月15日	新規作成	芦田	－	川端
－	～	（略）			
改訂	2019年6月25日	No.27 そのエステルをPFOA関連物質に変更。	堀井	－	北村
改訂	2020年6月25日	No.79 二塩化コバルトを追加。 No.80 フタル酸ジ-n-ヘキシル（DnHP）を別表3から別表2へ変更。 No.81 α,α,α-4テトラクロロトルエン;p-クロロベンゾトリクロリド追加。 No.82 α-クロロトルエン;塩化ベンジル追加。 No.83 1,4,5,8-テトラアミノアントラキノン;ディスパースブルー1追加。 No.84 ベンズアミン,4,4'-(4-イミノシクロヘキサ-2,5-ジェニリデンメチレン)ジアニリン塩酸塩;ベーシックレッド9追加。 No.85 4-クロロ-2-メチルアニリン塩酸塩追加。 No.86 2-ナフタレンアミン酢酸塩追加。 No,87 4-メトキシ-m-フェニレンジアミン硫酸塩;2,4-ジアミノアニソール硫酸塩追加。 No.88 2,4,5-トリメチルアリニン塩酸塩追加。 No.89 キノリン追加。	堀井	－	北村
改訂	2021年6月10日	No.81 EU REACH規則 CNR物質（Entry72）追加。 （No.81～89対象物質が含まれる為、削除によりNo.を繰り上げる。） No.82 ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）とその塩およびPFHxS関連物質を別表3から別表2へ変更。 No.83 ハロゲン系難燃剤追加。 No.84 デカブロモジフェニルエタン（DBDPE）追加。 No.85 1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ[12.2.1.16,9.02,13.05,10]オクタデカ-7,15-ジエン（デクロランプラス）追加。 No.86 長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸(LCPFACs)およびペルフルオロアルキ ルスルホン酸化合物追加。 No.87 TSCA 優先物質追加。	堀井	－	北村
改訂	2022年6月10日	No.45 NF3（三フッ化窒素）追加。 No.81 皮革/繊維製品の環境管理物質と追記。 No.91 長鎖（C9-C20）ペルフルオロカルボン酸（PFCAs）とその塩および関連物質を別表3から別表2へ変更。 No.92 ペルフルオロカルボン酸（PFCAs）C9-C14とその塩および関連物質追加。 No.93 塩素化フェノール類（PCP）追加。	堀井	－	北村
改訂	2023年6月5日	No.91 長鎖（C9-C20）⇒長鎖（C9-C21）対象範囲を変更。 No.94 2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール（UV-328）追加。 No.95 ペル/ポリフルオロアルキル物質（PFAS）追加。	堀井	－	北村
改訂	2024年6月3日	No.27 パーフルオロオクタンスルホン酸（塩を含む）（PFOS） ⇒パーフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）とその塩及び関連化合物に変更。 パーフルオロオクタン酸(PFOA)、その塩及びPFOA関連物質 ⇒パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及び関連物質 No.93 塩素化フェノール類（PCP） ⇒ペンタクロロフェノール類（PCP）とその塩及びエステル類に変更。 No.96 ウンデカフルオロヘキサン酸(PFHxA)とその塩及び関連物質を別表3から別表2へ変更。 No.97 鉱物油(包装部品・材料、印刷物のみ対象)追加。	堀井	－	北村
改訂	2024年9月6日	No.90 TSCA 優先物質の整理、修正。 No.96 ウンデカフルオロヘキサン酸、別名追記。 No.97 鉱物油について用途対象見直し。 ※日本黒鉛工業株式会社における使用制限について記載。	堀井	－	児嶋
改訂	2025年6月2日	No.98 中鎖型塩化パラフィン（MCCP）（炭素数14-17までのものであって、塩素比率45）重量%以上であるもの）を別表3から別表2へ変更。	堀井	－	北村
改訂	*2026年6月1日*	*No.92 ペルフルオロカルボン酸（PFCAs）C9-C14とその塩および関連物質削除によりNo.を繰り上げる。*	品質保証室 26.6.01 堀井	－	品質保証室 26.6.01 北村